オランダにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協 時計協	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 （継続） ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 （継続）	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
		日機輸	(2)	個人消費の輸入荷物への課税	・個人消費の輸入荷物（日本食や日用品）につき、1梱包あたり荷物申告価格が150ユーロを超える場合は課税対象となる。 課税内訳：申告価格に対してVAT21％＆従価税2.5％ （継続）	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。